

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第12号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年12月14日 07時40分ごろ	
発生場所	愛媛県新居浜市新居浜港 新居浜市所在の船上岩灯標から真方位127° 1.1海里付近 (概位 北緯33° 57.7' 東経133° 15.3')	
事故等調査の経過	平成24年1月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第二十二住力丸、116トン 133077、有限会社住力商事 B バージ S-23、全長59.94m 不詳、有限会社住力商事	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラに曲損 B 船底外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、船首約2.9m、船尾約3.2mの喫水で、捨石約1,700tを積載して船首約3.0m、船尾約4.2mの喫水となったB船を押して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、新居浜港の埋立て工事海域を航行中、平成23年12月14日07時40分ごろ捨石が投入された浅所に乗り揚げ、浅所を通過した。 両船は、同月21日造船所に上架され、それぞれ損傷が発見された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風速 約1.9m/s 海象：潮汐 低潮時、海上 平穏	
その他の事項	船長は、工事海域の捨石が投入されている場所を知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船押船列は、新居浜港の埋立て工事海域を航行中、船長が捨石が投入された浅所に接近していることに気付かなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、新居浜港の埋立て工事海域を航行中、船長が捨石が投入された浅所に接近していることに気付かなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・埋立て工事海域内における、浅所の正確な位置を把握しておくこと。	